

# 消防の動き



2022  
4  
No.612

● 災害対策基本法の制定から現在までの主な改正の経緯について



消防庁  
Fire and Disaster Management Agency



## 災害対策基本法の制定から現在までの 主な改正の経緯について…………… 4

令和4年4月号 No.612

**巻頭言** あなたとあなたの大切な人を守るために（堺市消防局長 新開 実）

### Report

地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果……………	15
地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果……………	17

### Topics

令和3年度全国市町村及び離島に対する消防資機材の寄贈事業について……………	19
令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第2回）を開催しました……………	20
第26回（令和3年度）防災まちづくり大賞受賞団体の決定……………	22
令和3年度「地域防災力向上シンポジウム」の実施……………	23

### 緊急消防援助隊情報

緊急消防援助隊に対する総務大臣感謝状及び緊急消防援助隊活動章の授与制度の 創設等について……………	26
--	----

### 消防通信～望楼

豊田市消防団/豊田市消防本部（愛知県）／湖南広域消防局（滋賀県） 豊中市消防局（大阪府）／筑紫野太宰府消防組合消防本部（福岡県）……………	28
--	----

### 消防大学校だより

女性活躍推進コースにおける教育訓練……………	29
教育訓練の実施状況（令和3年11月～令和4年3月実施分）……………	30

### 報道発表

最近の報道発表（令和4年2月21日～令和4年3月20日）……………	31
-----------------------------------	----

### 通知等

最近の通知（令和4年2月21日～令和4年3月20日）……………	32
広報テーマ（4月・5月）……………	32

### お知らせ

防災・危機管理e-カレッジのリニューアルのお知らせ……………	33
一般公開のプログラムの紹介……………	34



■ 表紙  
本号掲載記事より

# あなたとあなたの大切な人を守るために



堺市消防局長 新 開 実

堺市は、大阪府の中央部南寄りに位置し、古代には仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築かれ、中世には「東洋のベニス」と称された国際貿易港・商業都市として栄え、世界でも珍しい環濠都市を形成し、日本第一の文化・先進都市を築きました。そして、堺の職人・商人が全国各地に活動の場を広げたことから様々な技術や文化が全国に広がり、「ものの始まりなんでも堺」と云われ、中世の多くのものが堺発祥として生まれました。また、海外交易の拠点として「自由・自治都市」を形成し、わが国の経済、文化の中心地として繁栄してきました。戦後は、臨海コンビナートと泉北ニュータウンが造成され、今では約83万人の人口を有する政令指定都市・堺は、南大阪の中核的都市として、関西の文化・経済を牽引しています。令和元年7月には、仁徳天皇陵古墳をはじめ堺市、藤井寺市、羽曳野市に広がる「百舌鳥・古市古墳群」が世界文化遺産に登録されました。今後も「歴史・文化のまち堺」として更なる発展を目指しています。

当局は、従来から消防事務を受託してきた隣接の高石市に加え、令和3年4月から大阪狭山市の消防事務を受託し、1本部9署1分署9出張所、職員1,055名（再任用職員含む）、堺市美原消防団48名の体制（令和3年10月1日現在）で、管轄面積173.04 km<sup>2</sup>、約94万人の市民の皆さまの安全安心の確保に取り組んでいます。また、和泉市と令和6年の運用開始を目途に消防指令業務の連携協力について協議を進めており、更なる消防体制の広域的な運用を図ります。

近年、全国各地では台風や集中豪雨などの自然災害が猛威を振るうとともに、本市においても南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震による大災害の発生が懸念されているなか、本市では、令和4年4月に「堺市総合防災センター」をオープンしました。

当センターは、初の体験型防災学習施設として消防職員・消防団員の教育、訓練だけでなく、自主防災組織、地域の防災リーダー、企業の従業員や市民の専門的・実践的な訓練の場として、「あなたとあなたの大切な人を守るために」というコンセプトを基に、自助、共助の大切さを理解し、防災を総合的に学んでいただける施設となっています。また、大規模災害発生時における広域的な災害対応拠点としての機能も備えています。

地震災害、風水害、特殊災害や集団災害、また新型コロナウイルス感染症など、我々消防を取り巻く災害は多岐にわたります。あらゆる災害の最前線で市民の命と安全を守るため、そして自らを守るため、我々は体制を整え、訓練・研鑽し続けるとともに、近隣自治体との連携協力を推進し、消防力の更なる強化を図ります。また、当センターを最大限に活用し、自助・共助・公助が一体となった災害に強いまちづくりを市民とともに様々な取組みを展開しながら推進してまいります。



# 災害対策基本法の制定から現在までの主な改正の経緯について

防災課

## 1 はじめに

我が国は、台風の進路の途中に位置しており、毎年のように被害を受けているほか、環太平洋火山帯の上に位置し、火山の噴火や地震による被害を過去幾多にわたり受けてきた。また、近年、災害が激甚化・頻発化しており、ここ数年においても、令和元年台風第19号や、令和2年7月豪雨、令和3年熱海市土石流災害等、特に豪雨災害によるものをはじめとして、大きな被害が生じているところである。

災害に立ち向かうにはそれ相応の武器が必要である。それは災害を予測するシステムであったり、救助のための機材であったり、住民への情報伝達手段であったりするが、政府、地方公共団体、公的機関等の国全体で災害に向き合う「制度」を形作っている中心となるのが災害対策基本法（昭和37年法律第223号。以下「法」という。）である。

我が国の災害対応の歴史をたどると、幾多の災害の経験を踏まえて、その都度災害対応のあり方を見直し、災害対策基本法等に反映させることの繰り返しであった。

それはさながら国というOSが、災害対応用のソフトウェアを繰り返しアップデートさせている姿に見える。

令和3年5月にも、令和元年台風第19号等を踏まえて大規模な法の改正が行われたところである。これを契機に、本資料では、法の改正の経緯を追うことで、我が国の災害対応の歴史をたどり、理解を深めることとした。

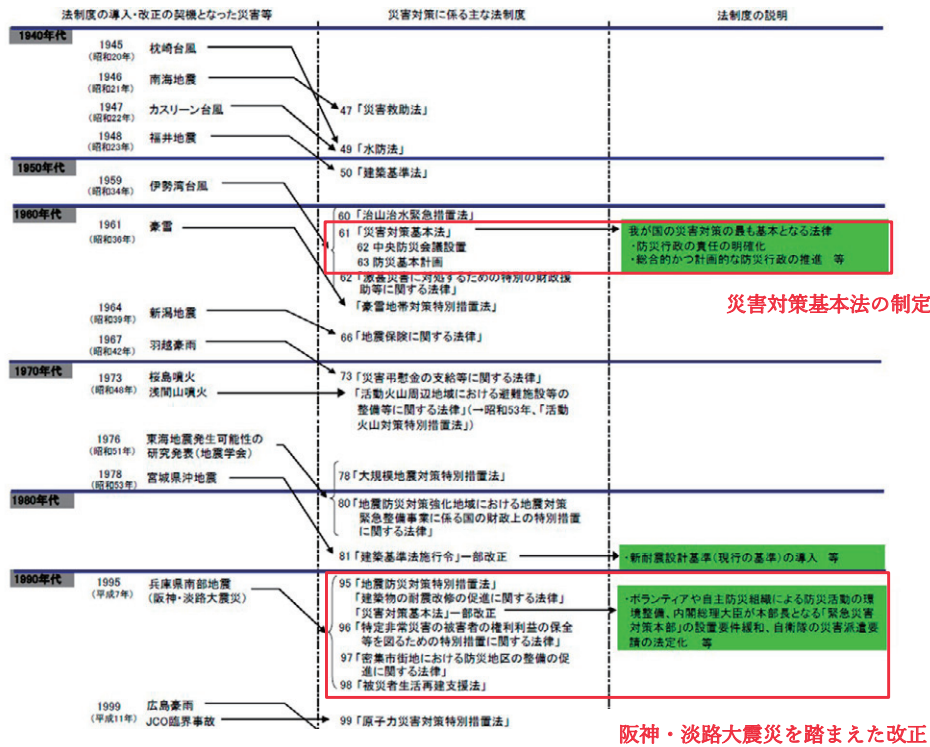
本資料では、まず、災害対策基本法が制定された背景と制定までの経緯、そして、制定時の趣旨について述べる。次に、数ある改正の中でも、特に大規模災害を背景として改正が行われた阪神淡路大震災を踏まえた改正、東日本大震災後を踏まえた改正、令和元年台風第19号等を踏まえた令和3年改正について、それぞれの背景と経緯、改正の主な内容について記す。

## <目次>

1. はじめに
2. 災害対策基本法の制定について
  - (1) 制定の背景
  - (2) 制定までの経緯
  - (3) 制定時の法の主な内容
3. 阪神・淡路大震災を踏まえた改正について
  - (1) 改正の経緯
  - (2) 改正の背景
  - (3) 改正の主な内容
4. 東日本大震災を踏まえた改正について
  - (1) 改正の経緯
  - (2) 第一弾改正の背景
  - (3) 第一弾改正の主な内容
  - (4) 第二弾改正の背景
  - (5) 第二弾改正の主な内容
5. 令和元年台風第19号等を踏まえた令和3年改正について
  - (1) 改正の経緯
  - (2) 改正の背景
  - (3) 改正の主な内容
6. おわりに



〈戦後の防災法制度・体制の歩み①〉  
(出典：令和3年版防災白書)



〈戦後の防災法制度・体制の歩み②〉  
(出典：令和3年版防災白書)



令和元年台風第19号等を踏まえた令和3年改正

## 2 災害対策基本法の制定について

### (1) 制定の背景

第二次世界大戦終結後、法が制定される以前の日本の災害に関する状況は、以下のようであった。

#### ア 第二次世界大戦後に災害の頻度が急増

第二次世界大戦後、災害が急増していた。その原因として、地震や台風被害が多いという日本の自然環境はもちろんのこと、人為的なものがあげられている。具体的には、長い戦争の間に森林伐採が進む一方で植林活動が怠られるなどし、森林の洪水緩和機能が低下したことや、戦前には秩序的に進められていた治水事業が一時中断したこと、戦後における様々な法的規制の緩みなどが指摘できる。

#### イ 災害対策の3本柱とそれぞれについての考察

災害対策の3本柱「予防、応急措置、復旧」それぞれの課題が災害につながったと指摘される。以下、それぞれについての当時の状況を示す。

##### (ア) 予防

予防については、科学性や合理性を欠いていた。例えば、台風の所在を把握するために必要なレーダー基地が不足していたため、警報が発令される頃に台風がその地域にすでに到達していたり、数日間の間、台風の進路がわからなかったりすることも珍しくなかった。また、気象通報についての責任体制がほぼできておらず、例えば、警報の伝達は、水防法・消防法に規定されているが、その責任者は、前者が知事、後者が市町村長であるなど、百数十件を数える防災関係の法律の規定がバラバラで関連性と総合性がなかった。

##### (イ) 応急措置

応急措置については、法令が体系化されておらず、市町村や県などの各行政機関の法的権限とその境界が曖昧であったことに加えて、防災計画が未整備だったこともあり、各機関の責任と義務が不明瞭であった。

また、各機関においては、例えば、災害対応に際しても、台風時の避難命令、退去命令を発出する権限が市町村長にはないなど、法制上の責任の裏付けが体系化されていないという問題が存在した。

##### (ウ) 復旧

災害復旧については、国の法令があらゆる制度を備えていたり、知事や市町村長が大きな関心を有していたりと比較的整備が進んでいた一方、以下の二点のような課題も存在した。

#### ① 乱立する特例法

法制定以前は、大きな災害の度に特例法が立法され、国による財政援助が行われた。具体的には、昭和26年からの10年間に132の特例法が立法されている。しかし、その結果、災害の規模が同程度であっても災害が異なれば、その援助に差異が生じるなどの課題が生じた。

#### ② 原型復旧主義の問題点

法制定以前は、災害後の復旧について、災害以前の形への復旧を目指す原形復旧主義がとられていた。そのため、再びその箇所が同じ程度の災害にあえば、耐えられないという問題があった。

### (2) 制定までの経緯

昭和34年9月の伊勢湾台風では、台風被害について、防災体制の不備などの人災の側面があったと批判され、新聞報道等で国の防災体制の整備を求める声が高まった。これを受け、政府内部においても、防災行政の再検討を求める声が高まり、昭和35年5月、内閣審議室は、「災害対策の整備及び推進に関する法律案」をまとめた。同案は、関係省庁への防災官の設置や国及び地方の防災会議の設置等を主な内容とするものであった。しかし、同案には、各省の現行権限に触れておらず現行体制の是正がなされていない、単に災害対策本部を制度化するのみでなく各省でそれぞれ持っている権限の一部を一括して災害対策本部長に持たせるべきである、知事にもっと強力な権限を与えるべきである、いざというときの人員、物資の動員徴発体制を整えておく必要がある、自衛隊、警察、消防の職責を上げるとともに、災害時にはこれらを災害対策本部長の指揮下へ入れるべきであるなどの批判が行われ、根本的に災害体制を再検討する必要があるとして、自民党の了解を得ることができなかった。

そこで、自民党は、党独自の案を作成することを決め、政策調査会内部に小委員会を設置し、党内の構想をまとめる一方、各省からの意見を求めた。その結果、自民党は、自治省と行政管理庁が提出した意見を参考資料として、法案を作成することとした。調整を経て最終的に、法案は昭和36年の通常国会に政府提出法案として提出され、同国会では廃案になったものの、同年の臨時国会に政府から再度提出され、同年10月31日に成立、翌年7月10日に施行された。

### (3) 制定時の法の主な内容

法案について、当時の国会での趣旨説明では、以下の三点に留意し、中央における総合的な基本計画を基礎にして、それぞれの地域の事情に即して、都道府県及び市町村を中心として関係機関が相互に協力し、国の総力を挙げて災害に対処する体制を整備することに特に意を用いたとされている。

#### ア 災害対策の総合化

災害対策関係法規を総合的体系的に位置づけ、それらに基づく活動を組織化した。特に災害対策に関して、政府、地方公共団体、公共機関及び住民それぞれの責任分野を明確にするとともに、国及び地方公共団体が特に配慮すべき重点事項を掲げ、この法律と災害対策に関する他の法律との関係等を明らかにした。また、その総合的な協力と迅速適切な計画的活動を確保するために、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設けるとともに、災害が発生した場合には、国に非常災害対策本部、都道府県に災害対策本部を設けることとした。(法第3条から第8条まで及び第11条から第28条まで)

#### イ 災害対策の計画化

災害の発生を予防し、又は災害の発生を見た場合にはその被害をできる限り軽減するためには、平常から周到な計画を立て、関係機関の緊密な連絡調整を図り、必要な諸般の準備を整えるとともに、訓練を実施し、適時適切な応急対策を講ずることができ体制を備えておくことが必要である。そこで、中央及び地方の関係機関に防災計画の作成を義務づけ、これに基づいて計画的に災害対策を実施することとした。(法第34条から第45条まで等) 具体的には、中央防災会議が防災基本計画を作成し、これに基づいて指定行政機関・指定公共機関が防災業務計画を、都道府県・市町村防災会議が地域防災計画を作成しなければならないとし、これらの計画が相互に矛盾せず体系的・有効に活動するものとした。

#### ウ 異常激甚災害に対処する体制の確立

災害対策の緊急性にかんがみ、特に災害が国の経済及び社会の秩序の維持に重大な影響を及ぼす異常かつ激甚なものである場合は、内閣総理大臣は、緊急事態の布告を発し、緊急災害対策本部を設置することができるものとした。さらに、なお、緊急の必要があるときで、国会が閉会中で、臨時会を召集するいとまがないときには、物資の配給、譲渡引渡の制限又は禁止、価格等の最高額の決定、金銭債務の支払延期及び権利

期間の延長について、政令で緊急措置を講じることができるものとした。(法第97条から第99条まで)なお、この緊急事態に関する規定については、戦前の戒厳令等に対する警戒心もあり、当初の法案成立時には章立てのみ記されており、この改正をもって初めて内容が伴ったものである。

## 3 阪神・淡路大震災後を踏まえた改正について

### (1) 改正の経緯

阪神・淡路大震災を契機に、防災態勢全般の見直しの必要性が指摘され、政府は、内閣総理大臣が主宰する防災問題懇談会を設置し、自然災害に対応した国、地方公共団体等による防災体制のあり方について検討を進める一方、緊急を要する事項については先行して制度を改正することとした。その結果、平成7年6月と12月にそれぞれ法の改正が行われた。6月の改正においては、主に災害時の緊急通行の確保に関する改正が行われた。他方、12月の改正については、防災問題懇談会が同年9月に内閣総理大臣に提出した提言を踏まえ、多岐にわたる改正が行われた。

### (2) 改正の背景

12月改正の背景にあった防災問題懇談会の提言は、法制度の改正について、大きく以下の5つの観点を示している。

#### ア 国の災害対応体制のあり方

地方公共団体の対応力を超えるような大規模災害が発生した際には、国が積極的に応急対策に乗り出すべきとした。具体的には、それまでの法が要件としている経済統制等を必要とするような社会経済情勢の混乱が発生していなくても、災害が著しく大規模であれば総理大臣を長とし全閣僚を本部員とする災害対策本部の設置を可能とすることや、災害対策本部長の権限を強化すること、現地における初動期の応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、国の災害対策本部の内部組織として現地対策本部を設けること、自衛隊の災害派遣の際の要請手続きを簡略化することや自衛官の権限を明確化することなどを求めた。

#### イ 地方公共団体相互の広域応援協定

大規模災害が発生し、単独の地方公共団体の対応力を超える場合に備え、地方公共団体においては、支援部隊や物資などの応援を受ける体制を事前に用意す

る必要があるとし、相互応援協定を法律に位置づけ、締結を促進するよう求めた。

#### ウ 消防の広域応援要請

消防の広域応援について、被災都道府県の中核機能に支障が生じ、速やかな応援要請が行えないような場合等においても、迅速な応援出動を確保するため、国が他の都道府県又は特に緊急を要する場合には直接市町村に応援の要請をするといった法的システムを整備することを求めた。

#### エ 新たな防災上の課題への対応

ボランティアの活動環境の整備や、海外からの支援に対する対応、災害弱者に対する防災上の配慮について、国及び地方公共団体がその実施に努めるべきことを法律上明らかにすることを求めた。

#### オ 災害相互支援基金の設立

大規模災害による被災者の生活を迅速かつ弾力的に支援するため、全国の地方公共団体が毎年度一定の額を拠出して積み立てておき、有事に際して被災者の支援を行う基金の制度の創設を検討するよう求めた。

### (3) 主な改正内容

#### ア 平成7年6月の法改正（緊急車両通行の確保）

阪神・淡路大震災において、車両の集中による極度の渋滞等により、要員や物資の緊急輸送に著しい支障が出たことを踏まえ、都道府県公安委員会による災害時における交通規制に関する措置を拡充する改正が行われた。（法第76条）

また、車両の運転者の義務、警察官、自衛官及び消防吏員による緊急通行車両の通行の確保のための措置等について定めた改正も行われた。（法第76条の2、第76条の3）

#### イ 平成7年12月の法改正

主な改正内容については、以下の通り。

##### (ア) 国の防災体制の強化

(2) アの提言を踏まえ、災害緊急事態の布告（法第105条）がなくとも、著しく異常かつ激甚な非常災害の場合には、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を本部長とする緊急災害対策本部を設置できることとする改正が行われた。（法第28条の2）

そして、緊急災害対策本部長は、地方公共団体の長等に対して指示ができる非常災害対策本部長の権限に加え、指定行政機関の長に対しても指示をすることができることとされた。（法第28条の6）

##### (イ) 現地対策本部の法定化

(2) アの提言や、阪神・淡路大震災において急遽設置された現地対策本部が被災地の地方公共団体との連絡調整、被災地の情報及び支援要望の収集、国の施策に係る情報の被災地への提供、被災地の地方公共団体の施策に対する支援等に大きな役割を果たしたことを踏まえ、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部設置時に現地対策本部を設置できることが法定化された。（法第25条第6項及び第28条の3第8項）

##### (ウ) 地方公共団体の防災体制の強化

都道府県又は市町村の災害対策本部の設置については、都道府県知事又は市町村長のみで迅速に設置することを可能とし、地方防災会議の意見を聴くことを要しないこととした。（法第23条第1項。なお現行法第23条第1項及び第23条の2第1項）また、都道府県又は市町村においても、被災地と災害対策本部の連絡調整や被災地における機動的かつ迅速な災害応急体制推進体制を確立するため、現地災害対策本部を置くことができたこととした。（法第23条第5項。なお現行法第23条第5項及び第23条の2第5項）

##### (エ) 自衛隊の災害派遣関係

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法第83条の規定に従い、都道府県知事等の要請あるいは自衛隊の自主的判断に基づき実施される場所であるが、(2) アの提言を踏まえ、被災地においてもつとも災害の状況を迅速かつ適確に把握しうる状況にある市町村長についても、それに準ずる権限を認めることが必要であることから、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊の災害派遣要請をするよう求めることができることとした。

さらに、市町村長は、当該要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を防衛庁長官又はその指定する者に通知することができることとされるとともに、当該通知を受けた防衛庁長官等は、自ら緊急性等を判断して自衛隊を自主派遣することができることとした。（法第68条の2）

##### (オ) 地方公共団体相互の協力

(2) イの提言を踏まえ、地方公共団体相互の協力や、相互応援に関する協定の締結に関する規定が設けられた。（法第5条の2、法第8条第2項第12号）

##### (カ) 自主防災組織の育成等



(2) エの提言を踏まえ、大規模災害の経験や社会環境の変化等に基づき、国及び地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため特に実施に努めなければならない事項として、自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、高齢者・障害者等の要配慮者に対する防災上必要な措置等が追加された。(法第8条第2項13号、15号、16号)

#### ウ その他の法令の改正等

同提言に基づく、その他の法令の主な改正は以下の通り。

##### (ア) 緊急消防援助隊の創設と法制度化

(2) ウの提言に関連し、消防の広域応援の仕組みとして、同提言前の平成7年6月に緊急消防援助隊が発足した。なお、法制度として位置づけられたのは、消防組織法の中に位置づけられた平成15年のことである。

##### (イ) 被災者生活再建支援法の制定

(2) オの提言を踏まえ、平成10年に被災者生活再建支援法が制定され、全都道府県が拠出する基金から被災者に対する支援金が支給される制度が創設された。

## 4 東日本大震災を踏まえた改正について

### (1) 改正の経緯

平成23年3月11日の東日本大震災では、死者19,747人、行方不明者2,556人にのぼる人的被害や約12万軒もの家屋が全壊するなどの物的被害が生じ、広域的に甚大な被害を被った。「平成23年東北地方太平洋沖地震について(第161報)」(令和3年3月9日 消防庁より)また、福島第一原子力発電所の事故も発生するなど複合的な災害が発生した。

これを受け、中央防災会議の専門調査会として設置された防災対策推進検討会議での検討を基に、平成24年12月に①大規模広域な災害に対する即応力の強化、②大規模広域な災害時における被災者対応の改善、③教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域の防災力の向上等を内容とした法の改正(以下「第一弾改正」という。)が行われた。

また、同会議の最終報告書等を踏まえ、平成25年6月に再度、法の改正が行われた。(以下「第二弾改正」という。)

### (2) 第一弾改正の背景

第一弾改正は以下のようなものを背景としている。

#### ア 大規模・広域災害時における地方公共団体の機能の著しい低下に対処する必要性

東日本大震災の被害は、たとえ、市町村が通常の機能を保持していたとしても、対応しきれないものだったと考えられる。これに加え、津波等により情報通信インフラが途絶しただけでなく、地方公共団体の幹部が亡くなったり、庁舎が大きな被害を受けたりし、災害応急対応において第一次的な役割を担うべき市町村の行政機能が著しく低下する事態が、広範囲の市町村において発生した。また、このような被害が広範な地域・多数の自治体に及んだため、市町村をサポートすべき県も十分機能できない事態が生じた。このような大規模・広域災害は、災害対策基本法が想定しない事態であった。

そこで、地方公共団体の対応能力の限界を超える場合等も想定し、市町村からの情報が到達しない場合に都道府県や国が積極的に情報収集に乗り出すことを促す規定の整備、国による物資の送り込み規定の明確化や応援規定における業務内容の拡大が必要とされた。

#### イ 市町村や都道府県の区域を越える避難を法定化する必要性

東日本大震災では、原子力発電所の事故等により市町村や県を越える避難が必要となったが、そのような避難を想定した備えが不十分であり、他の地方公共団体による避難者の受入れや広域避難者に対する十分な救援の実施までに時間を要した。そこで、市町村や県を越える避難に対しても、適切に対応できるような法的枠組みと平時からの備えを充実させる必要があるとされた。

#### ウ 防災教育・訓練の強化及び多様な主体の積極的参加による地域防災力の強化の必要性

東日本大震災では、自然災害を堤防等の構造物だけで防ぎることができない事例が見られた。

その一方で、過去の教訓の伝承や日頃の防災教育によって、中学生が小学生の避難を助け、また、中学生等の避難行動がきっかけとなって津波の襲来を予想していなかった周囲の住民も避難し、被害を最小限に抑えられた事例が見られるなど、地震・津波に対する防災教育の必要性・重要性が改めて認識された。そこで、自らの安全や地域の安全を自分たちで守るといった「自助」「共助」の意識を高め、避難を中心とするソフト面の取り組みを図ることが必要とされた。

### (3) 第一弾改正の主な内容

第一弾改正では、以下のような点について改正が行われた。

#### ア 大規模広域災害に対する即応力の強化

(2) アを背景に、災害応急対策者に対して、地理空間情報の活用及び災害に関する情報の共有・相互連携の努力義務を課す（法第51条第2項及び第3項）とともに、市町村が災害の状況等を報告できなくなったときの都道府県による情報収集を規定する（法第53条第6項）など、災害発生時における積極的な情報の収集・伝達・共有を強化する改正が行われた。また、地方公共団体間の応援業務等について、都道府県・国による調整規定を拡充・新設する（法第74条の2及び第74条の3）、地方公共団体間の応援の対象となる業務を、消防、救命・救難等の緊急性の高い応急措置から、避難所運営支援等の災害応急対策一般に拡大する（法第67条、第74条）、地方公共団体間の相互応援等を円滑化するために、協定の締結や共同防災訓練の実施などの平素の備えを強化する（法第49条の2）等の改正が行われた。

#### イ 大規模広域な災害時における被災者対応の改善

(2) アを背景に、都道府県・国が要請等を待たず自らの判断で災害応急対策に必要な物資等を供給できることや、指定公共機関に対し当該物資の運送を要請もしくは指示することができることなど、救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みを創設する（法第86条の7から第86条の9まで。なお現行第86条の16から第86条の18まで）という改正が行われた。また、(2) イを背景に、市町村・都道府県の区域を越える被災住民の受入れ（広域一時滞在）に関する調整規定を創設する（法第86条の2から第86条の6まで。なお現行第86条の8から第86条の12まで）等の改正が行われた。

#### ウ 教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上

(2) ウを背景に、住民の責務として災害教訓の伝承を明記する（法第7条第2項。なお現行第7条第3項）、各防災機関において防災教育を行うことを努力義務化する（法第47条の2）、地域防災計画に多様な意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加する（法第15条第5項第8号）等の改正が行われた。

### (4) 第二弾改正の背景

第一弾改正で積み残しとされた諸課題については、平成24年7月31日の防災対策推進検討会議の最終報告書で法制化すべきとされた事項を中心に、第二弾として改正がなされた。最終報告書において、重点的に取り組むべき事項とされたのは以下の通りであった。

#### ア 災害から生命を守り、被災者の暮らしを支え・再生する取組

災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所と、中長期にわたって被災者が生活する場所としての避難所を明確に峻別して指定するとともに、住民に周知徹底することなど、災害から生命を守るための初動対応を強化すべきとされた。

また、法上に、災害救助法や被災者生活再建支援法の運用の基となる被災者支援の理念や基本的事項を明記することや、災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置づけることなど、災害時被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細かな支援が必要とされた。

#### イ 災害発生時対応に向けた備えの強化

地方公共団体及び政府の災害即応体制の充実・強化に加え、自然災害による国家的な「緊急事態」への対応について、東日本大震災の経験や対応を踏まえ、国・都道府県・市町村の事務や権限、財政負担のあり方を検討すべきとされた。

#### ウ 災害を予防するための多面的な取組

防災の基本理念（減災、自助・共助・公助等）を法的に位置づけるとともに、防災教育や訓練の一層の推進により災害文化の継承・発展に取り組むべきとされた。

### (5) 第二弾改正の主な内容

第二弾改正では、以下のような点について改正が行われた。

#### ア 大規模広域な災害に対する即応力の強化等

(4) イを踏まえ、災害緊急事態の布告があったときは、災害応急対策、国民生活や経済活動の維持・安定を図るための措置等の政府の方針を閣議決定し、これに基づき、内閣総理大臣の指揮監督の下、政府が一体となって対処するものとする（法第108条）、災害により地方公共団体の機能が著しく低下した場合、国が災害応急対策を応援し、応急措置を代行する仕組みを創設すること（法第78条の2）、大規模広域災害時に、臨時に避難所として使用する施設の構造など平常時の規制の適用除外措置を講ずること（法第

86条の2)等の改正が行われた。

### イ 住民等の円滑かつ安全な避難の確保

(4) アを踏まえ、市町村長は、学校等の一定期間滞在するための避難所と区別して、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を、緊急時の避難場所としてあらかじめ指定すること(法第49条の4から第49条の6まで)、市町村長は、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する者について名簿を作成し、本人からの同意を得て消防、民生委員等の関係者にあらかじめ情報提供するものとするほか、名簿の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること(法第49条の10から第49条の13まで)、市町村長は、防災マップの作成等に努めること(法第49条の9)、イを踏まえ、的確な避難指示等のため、市町村長から助言を求められた国又は都道府県に応答義務を課すこと(法第61条の2)、等の改正が行われた。

### ウ 被災者保護対策の改善

(4) アを踏まえ、市町村長は、緊急時の避難場所と区別して、被災者が一定期間滞在する避難所について、その生活環境等を確保するための一定の基準を満たす施設を、あらかじめ指定すること(法第49条の7)、災害による被害の程度等に応じた適切な支援の実施を図るため、市町村長が罹災証明書を遅滞なく交付しなければならないこととすること(法第90条の2)、市町村長は、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成することができるものとするほか、台帳の作成に際し必要な個人情報を利用できることとすること(法第90条の3)等の改正が行われた。

### エ 平素からの防災への取組の強化

(4) ウを踏まえ、「減災」の考え方等、災害対策の基本理念の明確化をすること(法第2条の2)、災害応急対策等に関する事業者について、災害時に必要な事業活動の継続に努めることを責務とするとともに、国及び地方公共団体と民間事業者との協定締結を促進すること(法第7条第2項及び第49条の3)、住民の責務に生活必需物資の備蓄等を明記するとともに、市町村の居住者等から地区防災計画を提案できることとすること(法第7条第3項、第42条の2)、国、地方公共団体とボランティアとの連携を促進すること(法第5条の3)等の改正が行われた。

### オ その他

その他、災害の定義の例示に、崖崩れ・土石流・地滑りを加えること(法第2条第1号)等の改正が行われた。

## 5 令和元年台風第19号等を踏まえた令和3年改正について

### (1) 改正の経緯

東北、関東甲信越を中心に広域かつ甚大な被害をもたらした令和元年台風第19号等を教訓とし、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、避難対策の強化を検討するため、中央防災会議の専門調査会である防災対策実行会議の下に新たに「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」(以下「WG」という。)が設置された。

当該WGの報告(令和2年3月)において、令和2年度も引き続き検討を行うべきものとされた事項については、令和2年6月より開催している「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」(以下「避難情報等SWG」という。)及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」(以下「高齢者等避難SWG」という。)において検討が進められ、令和2年7月豪雨における教訓も加味して、各報告書がとりまとめられたことを踏まえ、法の改正が行われた。

### (2) 改正の背景

避難情報等SWG及び高齢者等避難SWGの議論等においては、以下のような課題が明らかとなった。

#### ア 避難情報の見直し

WGや避難情報等SWG等において、避難勧告・避難指示について、避難勧告で避難すべきであることが理解されていない、避難のタイミングが2つあるよう分かりづらく避難行動を起こしづらい等の指摘がなされた。これらを踏まえ、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化し、同じ警戒レベル(警戒レベル4)として発令することを求める意見が示された。また、避難情報等SWGにおいて実施した市町村長アンケートでは、警戒レベル5「災害発生情報」について、

・警戒レベル4の発令後、更に状況が悪化した段階において、垂直避難を促すため、市町村長が発令する情報が必要である・とるべき行動が分かりにくく、また市町村が災害発生を確認できないことが多いため有効に機能していない等の意見があった。

そのため、同SWGにおいて、災害が発生・切迫した状況において、避難指示の対象者のうち、市町村長

が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示できるようにする必要があるとの意見が出された。

### イ 高齢者等の避難の実効性確保

東日本大震災を踏まえた法の改正において、市町村に対して避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成が義務付けられたが、併せて、名簿に掲載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別計画の作成を進めることが適切であるとの考えを「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月（内閣府防災担当）、以下「取組指針」という。）において示し、市町村においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せ等を行いながら、個別計画の作成が行われてきた。

しかしながら、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が被害にあっており、個別避難計画の作成も十分とはいえない状況であった。（個別計画の作成状況：①名簿掲載者の全部について作成済の市町村数 9.7%②名簿掲載者の一部について作成済の市町村数 56.9%③名簿掲載者について未作成の市町村数 33.4%（令和2年10月1日時点））

こうした状況等を踏まえ、高齢者等避難SWGにおいて、個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの意見が出された。

### ウ 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

近年、台風進路予測の精度が年々向上するなど気象予報の技術が向上しており、発災前の段階においても大規模広域災害発生の事前予測が一定程度の確度で可能となっている。これを踏まえ、想定される被害が広域にわたり、自らの地方公共団体外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、災害の発生後のみならず、災害の発生が予測される場合など、より早い段階から多くの住民の避難行動を促す必要性が高まっており、全国の市町村において広域避難の検討が進められている。

一方で、災害が発生するおそれの段階においては、事前の計画や協定等の範囲内で対応できないような状況が発生した場合、速やかに追加的な調整を行う必要があるが、法のもとでは、国の災害対策本部の設置による調整や、広域的な避難先の協議及び輸送の要請については、いずれも災害発生後の規定しかなく、法に基づく対応をとることができないという課題が明らかになった。

### エ 政府の災害対策の実施体制の強化

近年、災害の大規模化・頻発化が進む中で、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まっている。

非常災害対策本部においては、高度かつ複雑な調整を要する災害応急対策について、的確かつ迅速な対応が必要とされている。このような状況を踏まえ、その実施体制を強化する必要があるとの指摘がなされていた。

また、これまで政府が災害対策本部を設置してこなかった規模の災害についても、大きな被害が生じた場合には、国の関係機関が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策を行う必要が生じている。そこで、政府の災害対策の実施体制を強化するべく、非常災害に至らない規模の災害であって、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要がある災害については、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置できるようにする必要性が高まっていた。

## (3) 改正の主な内容

### ア 避難勧告・避難指示の一本化

(2) アを踏まえ、避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととした。また、災害が発生・切迫した状況において避難指示の対象者のうち、市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置である「緊急安全確保措置」を指示できるようにすることとした。以上のように、避難情報のあり方が包括的に見直された。（法第60条第1項、同条第3項）



<新たな警戒レベルの一覧表>

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報	【参考（改正前）】
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
<警戒レベル4までに必ず避難！>				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 (注) 避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

### イ 個別避難計画の作成

(2) イを踏まえ、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、法において明記することとし、作成を市町村の努力義務とした。それに伴い、個別避難計画情報の市町村内部での利用及び市町村外部への提供について、個人情報の利用の根拠を法上に規定した。(法第49条の14から第49条の17まで)

また、法改正を踏まえ、取組指針が改定され、個別避難計画について、浸水想定区域内に居住しているなどの地域の特性や要介護度が高いなどの身体的特徴を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組んでいくこと等の留意事項が示された。

### ウ 災害が発生するおそれがある段階での国の災害対策本部の設置など

(2) ウを踏まえ、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができることが法上に規定された。併せて、市町村長や都道府県知事が適切な協議の相手方を見つけられない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障が生じないよう、都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定が設けられた。(法第61条の4から第61条の8まで)

また、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって迅速に住民等の早期避難等の災害応急対策を実施できるよう、災害が発生するおそれ段階からこれら関係者との総合調整、指示等を行う国の災害対策本部を設置することとした。(法第23条の3、第24条及び第28条の2)

<新たな災害対策本部の運用>



## エ 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更及び特定災害対策本部の新設

(2) エを踏まえ、非常災害対策本部について、内閣総理大臣を本部長、関係閣僚を非常災害対策本部の構成員とし、さらに本部長に關係指定行政機関の長への指示権限を付与することなどにより、迅速性や高度な判断・調整が求められる災害応急対策について、その実施体制を強化することとした。(法第25条及び第28条)

また、非常災害に至らない規模の災害であっても、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要がある特定災害については、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置できることとした。(法第23条の3から第23条の7まで、第95条、第113条及び第115条)

他自治体の消防・警察など、多数の関係者が、一丸となって災害に立ち向かうことが求められる。各関係者によるOSの運用によりその効用を最大とすることができるよう、我々は日頃から連携して、アップデートを続けるOSへの理解の促進と、当事者意識を持った運用の訓練に励む必要がある。

筆者の業務は災害対策基本法の運用、つまり日々のメンテナンスを行うことである。毎日の業務の中で、日本全体の災害対応の一端を担っているという自覚を持って、研鑽に努めたい。

## 6 おわりに

上述のように、災害対策基本法は、大規模な災害を経験するたびに、見直しを繰り返してきた。

「1. はじめに」の中で、災害対策基本法は、国というOSが災害に対応するためのソフトウェアであり、アップデートを繰り返していると喩えた。

今回(令和3年5月)のアップデートの主眼は、避難指示と避難勧告への一本化や、避難行動要支援者の個別避難計画の法定化など、その主語自体は市町村であるが、作用点は国民であり、災害対策基本法がやはり国民の生命財産を守るための法律であることを強く意識させるものであったと筆者は考える。

本バージョンの災害対策基本法でも令和3年7月熱海市土石流災害や令和3年8月豪雨などいくつかの災害と向き合ってきて、内閣府(防災担当)が令和3年11月から行った「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」など、上手く運用をしていくための工夫が政府全体で取り組まれている。

もちろん、災害対策基本法の大きな改正が必要になるような、大規模な災害が起こらないことを祈るばかりであるが、上述の運用上の工夫など、我々が災害に立ち向かうための武器を常に研ぎ澄ませる努力は欠かせない。

また、災害時には、災害対策基本法上の役割分担を基本に、住民や、現場で対応する市町村、それを支援・補完する都道府県及び国、被災自治体の応援に駆け付ける

## 地方公共団体における 業務継続計画策定状況 の調査結果

防災課

### 1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策等の重要な役割を担うことになる一方、住民生活に不可欠な通常業務を継続しなければなりません。そのため、業務継続計画をあらかじめ定め、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、業務継続計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和3年度の状況について調査結果を取りまとめました。

#### ※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

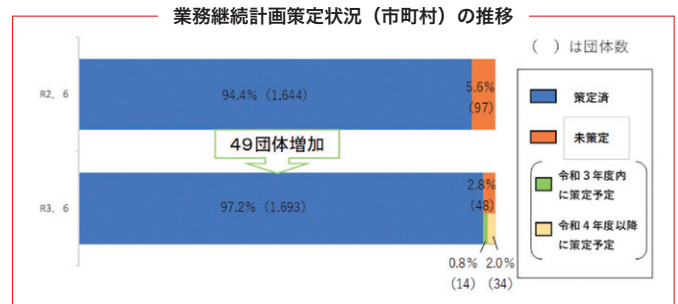
### 2 調査結果の概要

#### 市町村における調査結果の概要

- 策定済団体数は、昨年度から49団体増加し1,693団体となった。[策定率97.2%]
- 重要6要素全ての策定済団体数は、昨年度から50団体増加し596団体となり、内容充実の取組みが着実に進んでいる。
- 災害時の業務継続性の確保の観点から、重要6要素を盛り込むなど計画内容の一層の充実が求められる。

#### (1) 業務継続計画策定状況

- 都道府県：47団体（100%）  
平成28年4月1日時点で、全ての団体が策定済み
- 市町村：1,693団体（97.2%）  
前回調査から49団体（2.8%）増加

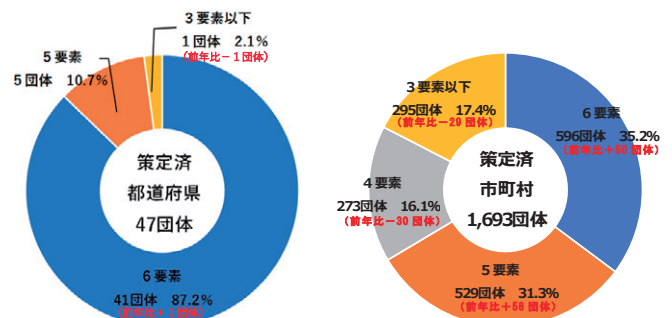


#### (2) 計画に定めるべき重要6要素の策定状況

重要6要素全てを定めている団体

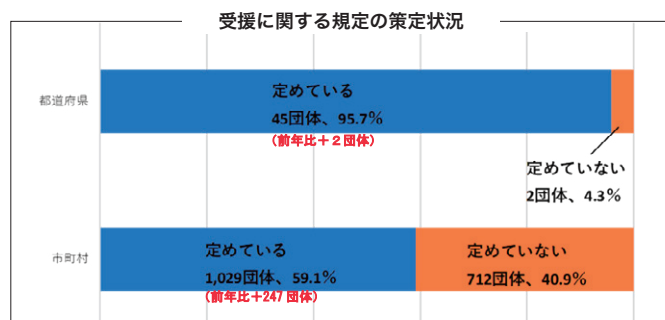
- 都道府県：41団体（87.2%）
- 市町村：596団体（35.2%）

	都道府県	市町村
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,655
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	44	1,512
(3)電気、水、食料等の確保	44	723
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	46	1,361
(5)重要な行政データのバックアップ	45	1,315
(6)非常時優先業務の整理	47	1,483



## (3) 応援職員受入れなど受援に関する規定

- 都道府県：45団体（95.7%）
- 市町村：1,029団体（59.1%）



## &lt;参考&gt;調査の概要

## (1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

## (2) 調査基準日

令和3年6月1日

## (3) 調査内容

- 業務継続計画策定状況について
- 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について
- 受援計画の策定状況について

## (2) 業務継続計画の内容充実について

策定済団体も以下の項目について取組みを行うこと。

- ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された特に重要な6要素について策定していない項目がある場合は、その整備を行うこと。
- ② 業務継続計画の実効性を確保するため、地域防災計画や業務継続計画へ受援に関する規定を追加する等、災害時受援体制の整備を行うこと。整備に当たっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府（防災担当））や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画策定の手引き」（令和3年6月内閣府（防災担当））を参考にすること。
- ③ 職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

<地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（令和4年3月）リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/2022/>

### 3 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）」（令和4年3月30日付け消防災第70号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、地方公共団体における業務継続計画の策定を促進してまいります。

## (1) 業務継続計画の策定について

未策定市町村は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））を参考にして、早急に策定すること。また、内閣府と連携して今後行う予定の未策定団体に対する研修や、個別の進捗状況に応じた支援を積極的に活用すること。

**問い合わせ先**

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525



## 地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源に関する調査結果

防災課

### 1 調査の趣旨等

大規模災害が発生した際、市町村は災害対応の主体として重要な役割を担うこととなりますが、過去の災害を振り返ると、庁舎の停電により災害応急対策に支障が生じる事例が見受けられました。そのため、地方公共団体における業務継続性確保のため非常用電源を確保しておくことが極めて重要です。

消防庁では、地方公共団体の災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の確保状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和3年度の状況について調査結果を取りまとめました。

### 2 調査結果の概要

#### 市町村における調査結果の概要

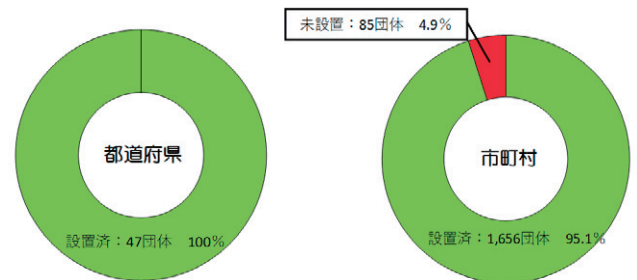
- 設置済団体数は、昨年度から20団体増加し市町村で1,656団体となった。
- 着実に整備が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、稼働時間72時間以上の確保や、浸水対策など一層の機能強化の取組みが求められる。

### 3 調査結果の詳細

#### (1) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の設置状況をみると、設置している団体は、

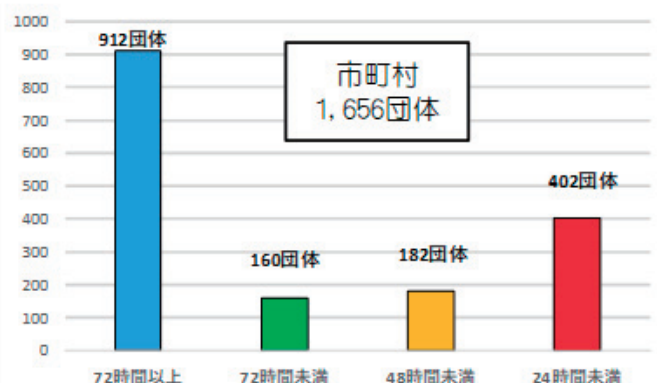
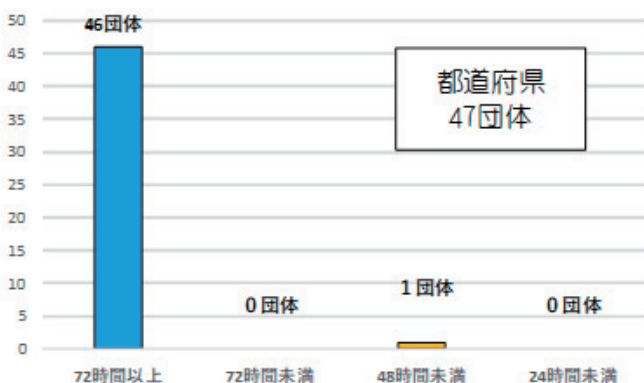
- 都道府県：47団体(100%) (前年比+1団体)
- 市町村：1,656団体(95.1%) (前年比+20団体)



#### (2) 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間をみると、非常用電源を設置済の団体（都道府県47団体、市町村1,656団体）のうち、使用可能時間が72時間以上の団体は以下のとおりとなります。

- 都道府県：46団体 (97.9%)
- 市町村：912団体 (55.1%)

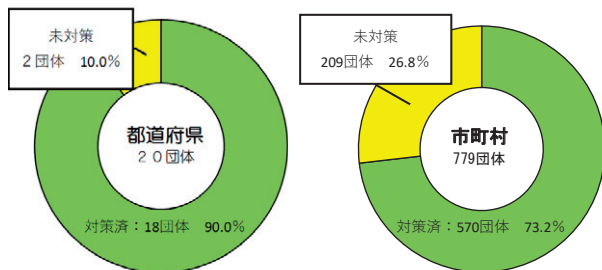


### (3) 非常用電源の災害対策状況

#### ア 浸水対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村のうち、発災の際、浸水の恐れのある都道府県20団体及び市町村779団体における浸水対策の実施状況は以下のとおりとなります。

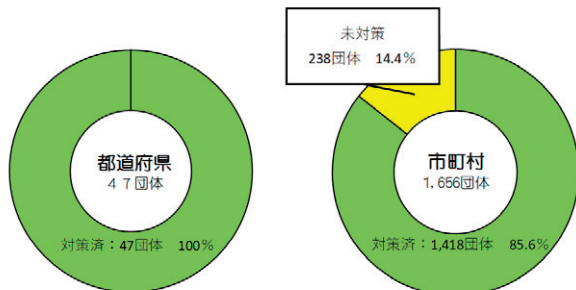
- 都道府県：18団体（90.0%）
- 市町村：570団体（73.2%）



#### イ 地震対策

非常用電源を設置済の都道府県及び市町村における地震対策の実施状況は以下のとおりとなります。

- 都道府県：47団体（100%）
- 市町村：1,418団体（85.6%）



#### <参考>調査の概要

##### (1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

##### (2) 調査基準日

令和3年6月1日

##### (3) 調査内容

- 非常用電源の設置状況
- 非常用電源の使用可能時間
- 非常用電源の浸水・地震対策
- 燃料供給業者等との燃料供給協定の締結状況

## 4 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」（令和4年3月30日付け消防災第71号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の整備を促進してまいります。

#### (1) 非常用電源の設置について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、早急に整備を図ること。

#### (2) 非常用電源の稼働時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当）において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。」とされていることから、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識の下、72時間は稼働できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めること。

#### (3) 非常用電源の浸水・地震対策について

災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、浸水や揺れに備えた対策を図ること。

#### (4) 緊急防災・減災事業債の活用について

非常用電源の整備や機能強化（浸水・地震対策、非常用電源の出力の向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に要する経費について、緊急防災・減災事業債の活用も検討すること。

#### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525

# 令和3年度全国市町村及び離島に対する消防資機材の寄贈事業について

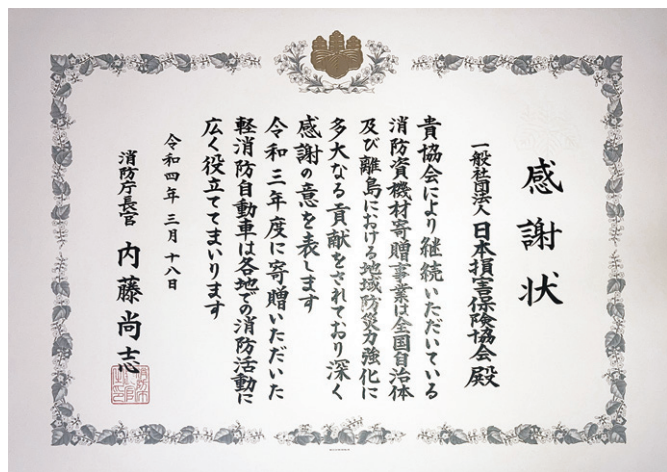
## 消防・救急課

一般社団法人日本損害保険協会（以下「損保協会」という。）では、昭和27年度より全国の市町村に対して消防資機材の寄贈事業を実施しており、昭和57年度からは全国の離島も対象として実施しております。

今年度は、15団体（8市町村、7離島）に対し、小型動力ポンプ付軽消防自動車を1台ずつ、合計15台寄贈していただくことになりました。

そのため、本事業における損保協会の地域防災力強化への多大なる功績を称え、消防庁長官より感謝状を贈呈しております。

消防庁としても、地域防災力強化に有意義な本事業を今後も支援して参ります。



### 令和3年度寄贈先団体（市町村）

1	北海道	仁木町
2	秋田県	井川町
3	福島県	玉川村
4	埼玉県	朝霞市
5	大阪府	千早赤阪村
6	島根県	美郷町
7	熊本県	球磨村
8	沖縄県	那覇市

### 令和3年度寄贈先団体（離島）

1	宮城県	塩竈市 (桂島)
2	新潟県	粟島浦村 (粟島)
3	三重県	鳥羽市 (菅島)
4	島根県	海士町 (中ノ島)
5	愛媛県	八幡浜市 (大島)
6	高知県	宿毛市 (沖の島)
7	鹿児島県	知名町 (沖永良部島)

### これまでの寄贈累計台数

- ・消防自動車：2,440台
- ・CAFSユニット積載系車両、消防活動二輪車：各1台
- ・小型動力ポンプ付軽消防自動車：520台
- ・非常用浄水発電照明装置積載兼用軽消防自動車：9台
- ・小型動力ポンプ：518台

### 寄贈される小型動力ポンプ付軽消防自動車



### 問い合わせ先

消防庁 消防・救急課 荻野補佐、小池事務官  
TEL: 03-5253-7522

# 令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第2回）を開催しました

## 消防庁救急企画室

### 1. はじめに

令和4年1月28日（金）に、消防庁と厚生労働省の共催により、「令和3年度全国メディカルコントロール協議会連絡会（第2回）」を開催しました。

今年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、同時期に開催された「第30回全国救急隊員シンポジウム」と同様、出演者・聴講者ともに現地に集まらないオンライン形式にて開催しました。

「全国メディカルコントロール協議会連絡会」は、全国のメディカルコントロール協議会に関する機関（救急医療に関する学会、団体、消防機関及び医療機関等）がメディカルコントロール体制に関する課題を整理するとともに、他のメディカルコントロール協議会等から学ぶことができるよう情報共有及び提言の場として行っているもので、平成19年度の初開催以来、今年度で15年目となります。



横田会長による開会のご挨拶

### 2. 我々の地域のメディカルコントロール取組事例発表

第1部の「我々の地域のメディカルコントロール取組事例発表“地域メディカルコントロール協議会間の連携による好取組事例”」では、各地域で取り組んでいる連携の好事例について事前に募集し、応募のあった7団体に発表していただきました。

発表いただいた団体は、岐阜県メディカルコントロール協議会（岐阜県）、安達地方広域行政組合消防本部（福島県）、岡山県南東部メディカルコントロール協議会（岡山県）、大阪府泉州地域メディカルコントロール協議会（大阪府）、北秋田地域メディカルコントロール協議会（秋田県）、西部地域メディカルコントロール協議会（静岡県）、高岡医療圏メディカルコントロール協議会（富山県）の皆様です。

世話人による審査及び聴講者によるオンライン投票が行われた結果、岡山県南東部メディカルコントロール協議会の「地域メディカルコントロール協議会間の連携～地域MCの垣根を超えた教育システムの構築に向けて～」が最優秀活躍賞を受賞しました。



最優秀活躍賞を受賞された  
岡山県南東部メディカルコントロール協議会

### 3. パネルディスカッション

第2部では、座長に帝京大学医学部附属病院長の坂本哲也先生を迎え、「コロナ禍を踏まえた救急救命士等の教育体制」をテーマにパネルディスカッションを行いました。最初に平塚市消防本部（神奈川県）、豊田市消防本部（愛知県）、尼崎市消防局（兵庫県）、北九州市消防局（福岡県）の4消防本部（局）からコロナ禍における取組を発表いただいた後、アドバイザーとして日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野教授の横堀将司先生を交え、活発な意見交換を行いました。

病院実習については、コロナ禍における実習受入れ体制等の医療機関の協力がより一層重要であることが改めて認識されました。日常教育については、感染防止資器材及び訓練資器材の増強、指導救命士による再教育教材の作成、WEBを活用した研修の導入、感染防止対策研修DVDの作成等、各本部（局）の様々な工夫を共有することができました。



パネルディスカッションの様子

### 4. おわりに

今回の連絡会は、群馬県高崎市のGメッセ群馬を配信基地局としたオンライン開催となり、全国各地の約1,000名の方々にご視聴いただきました。事前準備や施設提供などで多大なご尽力をいただいた、高崎市等広域消防局の皆様をはじめとする全国救急隊員シンポジウム主催事務局の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

令和4年度の「全国メディカルコントロール協議会連絡会（第1回）」は、令和4年5月25日（水）に大阪国

際会議場で開催される予定です。

今後もメディカルコントロール体制に関する情報共有及び提言の場として充実した会となるよう努めてまいりますので、多くの方にご参加いただきますようお願いいたします。



開催にご協力いただいた高崎市等広域消防局及び全国救急隊員シンポジウム主催事務局の皆様

#### 問い合わせ先

消防庁救急企画室 救急推進係  
TEL: 03-5253-7529

# 第26回(令和3年度)防災まちづくり大賞受賞団体の決定

## 地域防災室

「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で26回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。

今回は全国各地から80事例の応募があり、学識経験者等で構成される選定会議において、他の地域の模範となる優れた20事例が選定されました。

### 受賞事例数

表彰区分	総務大臣賞	3
	消防庁長官賞	5
	日本防火・防災協会会長賞	12
(参考)応募総数		80



防災まちづくり大賞シンボルマーク

災害による被害を軽減するためには、地域の防災力を強化すること、とりわけ地域の方々の「自分たちの地域は自分たちで守る」という強い意識と連帯感に支えられた自主的な防災活動を推進していただくことが重要です。

平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、住民、自主防災組織、消防団、地方公共団体、国等の多様な主体が、相互に連携協力して、地域防災力を高めていくことの重要性が示されました。

受賞団体の皆様には、今回の受賞を契機として、より一層日頃からの活動を充実・発展させ、引き続き、地域防災力の向上にご尽力いただくことを期待しています。

### <総務大臣賞受賞団体>

- ・大槌高校復興研究会定点観測班（岩手県大槌町）
- ・草津市国際交流協会（滋賀県草津市）
- ・西郷中町町内会連合会（島根県隠岐の島町）

### <消防庁長官賞受賞団体>

- ・北海道標津高等学校（北海道標津町）
- ・Team Sendaiー仙台市職員からみた震災記録チーム（宮城県仙台市）
- ・社会福祉法人 片品村社会福祉協議会（群馬県片品村）
- ・「防災一人語り」推進グループ（東京都東久留米市）
- ・松山市防災教育推進協議会、松山防災リーダー育成センター（愛媛県松山市）

### <日本防火・防災協会会長賞受賞団体>

- ・吾妻学園おやじの会（茨城県つくば市）
- ・大島地区防災会（群馬県館林市）
- ・市川市立塩浜学園（千葉県市川市）
- ・荒川区聴覚障害者協会（東京都荒川区）
- ・焼津市消防団（静岡県焼津市）
- ・大原自治連合会 大原自主防災会（京都府京都市）
- ・今熊野学区自主防災会（京都府京都市）
- ・大阪市消防局（大阪府大阪市）
- ・中土佐町（高知県中土佐町）
- ・福岡県立三井高等学校家庭クラブ（福岡県小郡市）
- ・福岡県解体工事業協会（福岡県福岡市）
- ・株式会社ノーベル（大分県日田市）

### 問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
地域防災室 高橋  
TEL: 03-5253-7561

# 令和3年度「地域防災力向上シンポジウム」の実施

## 地域防災室

### はじめに

近年、台風等による大規模な豪雨災害が毎年のように発生しています。昨年も、7月3日に発生した静岡県熱海市の土石流では甚大な被害が発生しました。その後も、8月中旬から下旬にかけて西日本から東日本の広い範囲で記録的な大雨となり、尊い人命が失われました。

今後も、南海トラフ地震や豪雨災害など、様々な自然災害の発生が危惧されており、災害による被害を最小限にとどめるためには、より一層、地域の防災力を高めていくことが大切です。

こうした中、消防団を中核として、自主防災組織や、地域住民、企業、医療・福祉等各分野の連携を促進し、地域防災に関する理解を深め、地域の防災力を高めるため、令和3年度は、青森県、徳島県及び秋田県で「地域防災力向上シンポジウム」を開催しました。

各シンポジウムでは、WEBシステムの活用など新型コロナウイルス感染症の感染防止を徹底しながら、開催地の特性や課題を基にテーマを設定し、今後の地域防災の在り方について、議論を深めました。

広めるために必要なこと」

コーディネーター

小岩 直人 氏（弘前大学教育学部 教授）

パネリスト

菊池 のどか 氏（株式会社 8 kurasu）

佐保 美幸 氏（青森市立荒川中学校 校長）

下山 善久 氏（青森県教育庁スポーツ健康課 指導主事）

田邊 隆 氏（八戸市江陽地区自主防災会 会長）

外崎 浩司 氏（青森県PTA連合会 顧問）



今村氏による基調講演

### 1. 青森

「地域防災力向上シンポジウムin青森2021」

地域・家庭・学校が一体となって学ぶ防災

～未来へつなぐ地域防災～

日時：令和3年12月15日(水)13:30～16:30

場所：ウェディングプラザアラスカ（青森市）

参加人数：約160人

【基調講演】

① 「東日本大震災等の経験・教訓を地域の防災に活かす」

今村 文彦 氏（東北大学災害科学国際研究所 所長）

② 「いのちでんご～防災教育の重要性と取り組みについて～」

ついて～」

菊池 のどか 氏（株式会社 8 kurasu）

【パネルディスカッション】

「青森県において学校と地域が一体になった防災教育を



菊池氏による基調講演



パネルディスカッション



片田氏による基調講演

## 2. 徳島

### 「地域防災力向上シンポジウムin徳島2022」

女性や若者の地域防災への参画

日時：令和4年1月19日(水)13:00～16:20

場所：【メイン会場】

徳島グランヴィリオホテル（徳島市）

【サテライト会場】

美馬市地域交流センター ミライズ（美馬市）

徳島県南部総合県民局美波庁舎（美波町）

参加人数：約150人

#### 【基調講演】

「荒ぶる災害に向かい合う犠牲者ゼロの地域づくり」

片田 敏孝 氏（東京大学大学院情報学環 特任教授・日本災害情報学会 会長）

※リモート出演

#### 【パネルディスカッション】

「知ろう！広げよう！地域の防災～女性や若者と取り組む未来への備え～」

コーディネーター

上月 康則 氏（徳島大学 教授・徳島大学環境防災研究センター センター長）

パネリスト

瀬戸 恵深 氏（エフエムびざん ディレクター）

谷村 千絵 氏（鳴門教育大学大学院学校教育研究科 准教授）

光原 弘幸 氏（徳島大学大学院 准教授）

松重 摩耶 氏（徳島大学環境防災研究センター 学術研究員）

小谷 憲市 氏（徳島県自主防災組織連絡会 会長）



パネルディスカッション



サテライト会場（ミライズ）

## 3. 秋田

### 「地域防災力向上シンポジウムin秋田2022」

秋田での災害に備える

～個人と地域の防災力アップ～

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、収録映像の配信としました。



【基調講演】

① 「秋田県の震災の歴史に学ぶ今後の防災対策」

水田 敏彦 氏（秋田大学地方創生センター 教授）

② 「アウトドア防災で住民参加型の防災まちづくり～命を守る防災への挑戦～」

及川 真一 氏（日本赤十字秋田短期大学介護福祉学科 講師）

【パネルディスカッション】

「各防災関係組織の活動と取組～相互理解から向上する地域防災～」

コーディネーター

水田 敏彦 氏（秋田大学地方創生センター 教授）

パネリスト

佐々木 久左エ門 氏（旭南地区自主防災組合連合会 会長）

渡辺 勝治 氏（秋田県防災士会 理事長）

戸島 健人 氏（秋田市社会福祉協議会地域福祉課 課長補佐）

藤井 瑛昌 氏（秋田市消防団城東分団城東班 班長）

松本 恵 氏（秋田市消防団上北手分団小山田班 班長）



パネルディスカッション

なお、収録映像については、下記URLにて、公開しておりますので、ぜひご視聴ください。

<<https://www.chiikibousai-fdma.go.jp>>



水田氏による基調講演



及川氏による基調講演

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部地域防災室 米山  
TEL: 03-5253-7561

# 緊急消防援助隊情報

## 緊急消防援助隊に対する総務大臣感謝状及び 緊急消防援助隊活動章の授与制度の創設等について

広域応援室

### 1 総務大臣感謝状及び緊急消防援助隊活動章の授与制度の創設

消防庁では、令和3年度、緊急消防援助隊に対する総務大臣感謝状と緊急消防援助隊活動章を授与する制度を創設しました。

これは、緊急消防援助隊の災害の現場における活動が過酷であることに鑑み、一層の士気の向上を図り、緊急消防援助隊の体制の充実強化に資することを目的としたものです。

従来の、緊急消防援助隊を派遣した消防本部等に対する消防庁長官賞状に加え、緊急消防援助隊の基本的な構成単位である都道府県大隊に対する総務大臣感謝状、緊急消防援助隊として出動した個々の隊員に対する緊急消防援助隊活動章を授与することとします。

### 2 総務大臣感謝状、消防庁長官賞状及び緊急消防援助隊活動章の授与

令和4年2月21日（月）、栃木県足利市林野火災（令和3年2月）に出動した2消防本部及び5県（防災航空隊）に対して、消防庁長官から賞状及び緊急消防援助隊活動章（145人）を授与しました。

また同日、静岡県熱海市土石流災害（令和3年7月）に出動した139消防本部に対して、総務大臣から感謝状、消防庁長官から賞状及び緊急消防援助隊活動章（3,099人）を授与しました。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため式典は実施せず、総務大臣感謝状等を送付させていただくこととしました。

### 3 緊急消防援助隊の活動の概要

（栃木県足利市林野火災）

令和3年2月21日、栃木県足利市で発生した林野火災は、両崖山から出火し、強風注意報が発表された23日以降、急激に延焼拡大しました。

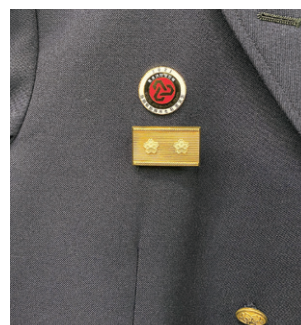
この災害に対し、消防庁長官から出動の求めを受けた1都6県の緊急消防援助隊は、延べ24隊145人が出動し、5日間にわたって指揮支援活動や消防防災ヘリでの空中

消火活動を行いました。

（静岡県熱海市土石流災害）

令和3年7月3日、連日の降雨により静岡県熱海市伊豆山地区において大規模な土石流が発生しました。

この災害に対し、消防庁長官から出動の指示を受けた10都県の緊急消防援助隊は、延べ815隊3,099人が出動し、24日間にわたって救助捜索活動を行いました。



緊急消防援助隊活動章



栃木県足利市林野火災活動状況（提供：南那須地区消防本部）



静岡県熱海市土石流災害活動状況（提供：東京消防庁）



## 4 対象団体

### 令和3年栃木県足利市林野火災に出動した消防本部及び防災航空隊（2消防本部、5県）

- 【東京都】 ・東京消防庁
- 【神奈川県】 ・横浜市消防局
- 【防災航空隊】 ・宮城県復興・危機管理部防災航空隊 ・福島県危機管理部消防防災航空隊 ・茨城県防災航空隊  
・埼玉県危機管理防災部防災航空隊 ・富山県消防防災航空隊

### 令和3年静岡県熱海市土石流災害に出動した消防本部（139消防本部）

- 【茨城県】 ・水戸市消防局 ・日立市消防本部 ・筑西広域市町村圏事務組合消防本部 ・常陸大宮市消防本部  
・鹿行広域事務組合消防本部 ・茨城西南広域消防本部 ・ひたちなか・東海広域事務組合消防本部  
・稲敷広域消防本部 ・取手市消防本部 ・つくば市消防本部 ・土浦市消防本部  
・常総地方広域市町村圏事務組合消防本部 ・那珂市消防本部 ・常陸太田市消防本部 ・笠間市消防本部  
・小美玉市消防本部 ・石岡市消防本部
- 【栃木県】 ・宇都宮市消防局 ・小山市消防本部 ・那須地区消防本部 ・石橋地区消防組合消防本部  
・芳賀地区広域行政事務組合消防本部 ・塩谷広域行政組合消防本部 ・南那須地区広域行政事務組合消防本部  
・足利市消防本部 ・佐野市消防本部 ・栃木市消防本部 ・日光市消防本部 ・鹿沼市消防本部
- 【群馬県】 ・前橋市消防局 ・高崎市等広域消防局 ・桐生市消防本部 ・伊勢崎市消防本部 ・太田市消防本部  
・館林地区消防組合消防本部
- 【東京都】 ・東京消防庁 ・稲城市消防本部
- 【神奈川県】 ・横浜市消防局 ・川崎市消防局 ・相模原市消防局 ・横須賀市消防局 ・平塚市消防本部 ・鎌倉市消防本部  
・藤沢市消防局 ・小田原市消防本部 ・茅ヶ崎市消防本部 ・秦野市消防本部 ・厚木市消防本部  
・座間市消防本部 ・綾瀬市消防本部 ・寒川町消防本部 ・大磯町消防本部 ・二宮町消防本部 ・逗子市消防本部  
・葉山町消防本部 ・大和市消防本部 ・伊勢原市消防本部 ・海老名市消防本部 ・愛川町消防本部  
・箱根町消防本部 ・湯河原町消防本部
- 【山梨県】 ・甲府地区広域行政事務組合消防本部 ・都留市消防本部 ・富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部  
・大月市消防本部 ・峡北広域行政事務組合消防本部 ・笛吹市消防本部 ・峡南広域行政組合消防本部  
・東山梨行政事務組合東山梨消防本部 ・上野原市消防本部 ・南アルプス市消防本部
- 【長野県】 ・長野市消防局 ・松本広域消防局 ・佐久広域連合消防本部 ・諏訪広域消防本部 ・上田地域広域連合消防本部  
・飯田広域消防本部 ・上伊那広域消防本部 ・岳南広域消防本部 ・千曲坂城消防本部  
・北アルプス広域消防本部 ・須坂市消防本部 ・木曾広域消防本部 ・岳北消防本部
- 【岐阜県】 ・岐阜市消防本部 ・各務原市消防本部 ・羽島市消防本部 ・羽島郡広域連合消防本部 ・大垣消防組合消防本部  
・不破消防組合消防本部 ・揖斐郡消防組合消防本部 ・養老町消防本部 ・海津市消防本部  
・可茂消防事務組合消防本部 ・中濃消防組合消防本部 ・郡上市消防本部 ・多治見市消防本部 ・土岐市消防本部  
・中津川市消防本部 ・恵那市消防本部 ・瑞浪市消防本部 ・高山市消防本部 ・下呂市消防本部 ・飛騨市消防本部
- 【静岡県】 ・静岡市消防局
- 【愛知県】 ・名古屋市消防局 ・一宮市消防本部 ・江南市消防本部 ・稲沢市消防本部 ・岩倉市消防本部 ・瀬戸市消防本部  
・春日井市消防本部 ・尾三消防本部 ・愛西市消防本部 ・知多南部消防組合消防本部 ・東海市消防本部  
・岡崎市消防本部 ・豊田市消防本部 ・海部東部消防組合消防本部 ・蒲郡市消防本部 ・豊橋市消防本部  
・衣浦東部広域連合消防局 ・知多中部広域事務組合消防本部 ・豊川市消防本部 ・海部南部消防組合消防本部  
・新城市消防本部 ・田原市消防本部 ・津島市消防本部 ・常滑市消防本部 ・小牧市消防本部  
・西春日井広域事務組合消防本部 ・尾張旭市消防本部 ・大府市消防本部 ・西尾市消防本部  
・丹羽広域事務組合消防本部 ・犬山市消防本部 ・知多市消防本部 ・蟹江町消防本部 ・幸田町消防本部

## 5 おわりに

消防庁では、今後、発生が懸念される首都直下地震、南海トラフ地震等の大規模災害に際し、緊急消防援助隊の出動に関する措置を迅速かつ的確に行うとともに、都道府県及び消防本部並びに関係機関と連携し、緊急消防援助隊の更なる充実・強化に努めてまいります。

### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課 広域応援室  
TEL: 03-5253-7569 (直通)

## 豊田市消防団警防技術大会を実施

豊田市消防団/豊田市消防本部

豊田市消防団は、令和3年11月28日に、豊田市消防団警防技術大会を開催しました。大会は、火災現場で必要となる、障害物の回避やホース延長方法など、警防技術の習得を目的に実施しました。

当日は、市内各地を代表する全10小隊（小隊は、最大5人で構成）46人が参加し、各小隊が工夫を凝らした消火技術を披露し合い、地域性を考慮した活動の共有や、消防資機材の有効な活用方法など確認し、消防団の活性化につながりました。



## 初期消火従事者に感謝状を贈呈しました

湖南広域消防局

令和4年1月31日（月）、北消防署において、初期消火等従事者の防災功労表彰（感謝状）贈呈式を実施しました。

本件は、守山市内で発生した建物火災において、配達業務中に助けを求める声を聞いた女性が現場へ駆け付け、初期消火及び119番通報を早期に行い、近隣住民に避難するよう呼びかけたものです。

火災に対する迅速かつ適切な対応によって、被害を未然に防ぎ、最小限に止めた功績を称え、北消防署長から感謝状を贈呈しました。



## 消防通信

## 望

## 楼

## ぼうろう

## 鉄道災害時の安全対策研修会

豊中市消防局

豊中市消防局では、令和3年12月17日（金）、北大阪急行電鉄株式会社桃山台車庫において、鉄道災害時の安全対策研修会を実施しました。

この研修会は、平成14年11月6日にJR西日本東海道本線で発生した活動中の消防隊員の人身事故を受けて、事故発生時の通報体制や救助・救出活動時の安全管理体制を確立するために平成17年度から実施しています。今回で16回目となる研修会では、車両の構造等の講義を受けるとともに、実車による車両説明や事故対策想定訓練を実施しました。事故対策想定訓練では、各職員が実災害さながらの救出訓練を実施しました。



## 山岳事故防止のための広報活動を実施

筑紫野太宰府消防組合消防本部

筑紫野太宰府消防組合消防本部は、年間約10万人の登山者が訪れる九州屈指の山であり、史跡にも指定されている「宝満山」を管轄しています。ここ数年は、登山者の増加に伴い山岳救助事案も増加傾向にあります。

当本部の救助事案の約3分の1が山岳救助によるもので、山岳事故を少しでも減らせるように、主要登山口に立て看板の設置・登山者へのチラシ配布・HP掲載・SNSによる広報・太宰府市営のコミュニティバス車内の掲示等、様々な広報活動を実施しています。

当本部では、『登山者の方がより登山を楽しめるように』をモットーに今後も山岳事故防止に向けた取り組みを実施していきます。





# 消防大学校だより

## 女性活躍推進コースにおける教育訓練

消防大学校では、女性消防吏員の幹部候補生に対して、キャリア形成を支援し、職域拡大等を目的とした知識及び能力を修得させることを目的として、「女性活躍推進コース」の教育訓練を実施しています。

令和3年度の第6回（令和3年12月16日～12月24日）では全国の消防本部から59名の学生が、入校前のe-ラーニングによる個別学習を経て、2日間のリモート講義及び5日間の全寮制の集合教育を受講しました。

第6回では警防面の更なるスキルアップを図ることを目的に、指揮訓練の充実を図りました。「指揮訓練Ⅰ」では指揮隊運用訓練として、火災発生時の指揮隊の活動についてシミュレーション訓練（図上訓練）を行い、部隊運用に必要な基本的指揮要領を修得した後に、「指揮訓練Ⅱ」で建物火災対応時の指揮シミュレーション訓練を実施することにより、情報共有や部隊連携の重要性などを学び、現場を統括する判断力・対応力を養い、現場指揮技術及び安全管理能力の向上を図りました。

「現場指揮と安全管理」では、現場指揮に必要となる安全管理について、さらには「火災性状」について科学的に学び、その後の「実火災体験型訓練」で、火災現場における活動を想定した現場と同様の熱、煙の状況をつくり、中性帯やロールオーバー等の実際の火災性状を観察するとともに、合わせて注水による熱環境の変化や、脱出時間を確保するための注水技術を学びました。

座学では、最新の消防行政の動向や緊急消防援助隊の派遣経験のある女性消防吏員からの講義、女性のキャリアに関する講義、幹部として必要になる人事管理、実務管理、予防実務、部下指導のためのペップトークや教育技法、説得技法等の講義を受講しました。

本コースで、幹部として必要となる知識及び能力の修得を行うとともに、同じ悩みをもった仲間とそれぞれの課題、今後のキャリアプラン、ライフプランについて語り合うことで、修了後の活躍の意識がさらに高まったも



リモート講義



指揮訓練Ⅰ



指揮訓練Ⅱ



実火災体験型訓練の見学



# 消防大学校だより

のと考えます。学生からは「今までにはなかった自分の考えが芽生え、お互いに意欲が高まった」「新しい知識や気づき、幹部としての心構えを学ぶことができた」「様々な意見交換ができ、相互啓発の場になった」等の声がありました。

今後はこれを契機としてさらに学びを深め、全国の仲間とのネットワークを構築しつつ、各消防本部で実績を重ねて幹部職員となり、性別関係なく、すべての職員が活躍できる組織が実現していくことを期待しています。

消防大学校では、各学科、コースともに定員の5%を女性消防吏員の優先枠として設定し、女性の入校を推進

しています。女性消防吏員の皆様の消防大学校への積極的な入校をお待ちしています。



集合写真

## 教育訓練の実施状況 (令和3年11月～令和4年3月実施分)

令和3年11月から令和4年3月実施分の教育訓練及び卒業（修了）生は、次のとおりです。

学科・コース		教育訓練期間	卒業（修了）者数
幹部科	第67期	10月14日（木）～12月1日（水）（49日間）	57名
幹部科	第68期	1月6日（木）～2月24日（木）（50日間）	59名
上級幹部科	第85期	1月11日（火）～2月27日（木）（17日間）	46名
消防団長科	第80期	11月8日（月）～11月12日（金）（5日間）	18名
警防課	第109期	10月20日（水）～12月9日（木）（51日間）	48名
予防課	第111期	1月5日（水）～2月25日（金）（52日間）	29名
火災調査課	第41期	10月21日（木）～12月10日（金）（51日間）	30名
新任教官課	第15期	2月28日（月）～3月10日（木）（11日間）	67名
現任教官課	第5期	2月28日（月）～3月11日（金）（12日間）	30名
高度救助・特別高度救助コース	第11回	2月28日（月）～3月11日（金）（12日間）	44名
航空隊長コース	第21回	2月28日（月）～3月11日（金）（12日間）	60名
消防活性化推進コース	第10回	1月18日（火）～1月20日（木）（3日間）	11名
女性活躍推進コース	第6回	12月16日（木）～12月24日（金）（9日間）	59名
合計			558名

### 問い合わせ先

消防大学校教務部  
TEL: 0422-46-1712



## 最近の報道発表 (令和4年2月21日～令和4年3月20日)

### <総務課>

4.2.25	令和3年度消防功労者消防庁長官表彰	消防功労者消防庁長官表彰は、毎年、消防記念日（3月7日）にちなみ、消防庁長官が消防功労者に対して行う定例表彰です。令和3年度の実績をお知らせします。
--------	-------------------	--

### <消防・救急課>

4.2.21	東京オリンピック・パラリンピック競技大会消防特別警戒消防庁長官賞状の授与	東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に際して、テロ災害等に的確に対応し、安全・安心の確保に資するため、競技会場を管轄する消防本部が中心となって、競技会場及びその付近に消防部隊を配置するとともに、災害発生時に必要な消防部隊を迅速に出動させるための体制を確保するなど、大規模な消防特別警戒が実施されました。このたび、消防特別警戒に尽力され安全・安心な大会開催に貢献した消防本部及び消防団に対し、消防庁長官賞状の授与を実施いたしますので、お知らせいたします。
--------	--------------------------------------	--

### <救急企画室>

4.3.4	映画「とんび」とタイアップした応急手当を普及啓発するポスターの配布	消防庁では、KADOKAWAの協力を得て、令和4年4月8日（金）より、全国の映画館で公開予定の映画「とんび」とタイアップした、応急手当を普及啓発するポスターを作成し、全国の消防本部等に配布いたします。
-------	-----------------------------------	--

### <予防課>

4.2.25	火災予防啓発映像「住宅防火 いのちを守る10のポイント」の制作・発表	消防庁では、住宅において居住者が自ら効果的な防火対策を行えるように、火災予防啓発映像「住宅防火 いのちを守る10のポイント」を制作しました。
4.2.28	大阪市北区ビル火災を受けた緊急立入検査の結果	昨年12月17日に大阪市北区で発生したビル火災を受け実施した緊急立入検査の実施状況等について、その結果を取りまとめました。
4.3.1	令和4年春季全国火災予防運動の実施	令和4年3月1日（火）から3月7日（月）まで『令和4年春季全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

### <応急対策室>

4.3.8	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況（令和4年3月1日現在）	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の被害状況につきまして、令和4年3月1日現在の状況を第162報にとりまとめましたのでお知らせします。とりまとめ報全文については、消防庁ホームページ（ <a href="http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html">http://www.fdma.go.jp/bn/higaihou_new.html</a> ）に掲載しています。被害状況には、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の余震による被害（別に被害状況のとりまとめを行っている令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震及び令和3年3月20日に発生した宮城県沖を震源とする地震による被害を除く。）を含むほか、平成23年3月11日以降に発生した余震域外の被害の区別が不可能な地震による被害を含んでいます。
-------	---	---

### <広域応援室>

4.2.21	緊急消防援助隊に対する総務大臣感謝状、消防庁長官賞状及び緊急消防援助隊活動章の授与	消防庁では、従来の、緊急消防援助隊を派遣した消防本部等に対する消防庁長官賞状に加え、緊急消防援助隊の基本的な構成単位である都道府県大隊に対する総務大臣感謝状と、緊急消防援助隊として出動した個々の隊員に対し、緊急消防援助隊活動章を授与する制度を創設しました。このたび、令和3年に発生した栃木県足利市林野火災及び静岡県熱海市土石流災害において、緊急消防援助隊として出動した都道府県大隊や機関、隊員に対し、それぞれ総務大臣感謝状、消防庁長官賞状、緊急消防援助隊活動章の授与を行うこととしました。
--------	---	--

### <地域防災室>

4.2.25	令和3年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）	令和3年度優良少年消防クラブ・指導者表彰（フレンドシップ）の受賞クラブ及び指導者を決定しましたので、お知らせします。なお、表彰式典については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、実施しません。
4.2.25	令和3年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体の決定	令和3年度防災功労者消防庁長官表彰及び消防団等地域活動表彰の受賞団体を決定しましたので、お知らせします。なお、表彰式典については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、実施しません。
4.2.25	令和3年度消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体の決定	令和3年度消防庁消防団協力事業所表示証の交付団体を決定しましたので、お知らせします。なお、交付式については実施いたしません。



4.2.25	「第26回（令和3年度）防災まちづくり大賞」受賞団体の決定	「防災まちづくり大賞」は、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度に創設され、今回で26回目を迎えました。地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組や、防災・減災、住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等を表彰し、広く全国に紹介することにより、地域における災害に強い安全なまちづくりの一層の推進に資することを目的として実施しています。 この度、防災まちづくり大賞選定会議（委員長：室崎益輝氏（兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長））において、「第26回（令和3年度）防災まちづくり大賞」の受賞団体を決定しましたので、お知らせします。 なお、表彰式典については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、実施しません。
4.2.28	「地域防災力向上シンポジウム in 秋田 2022」収録映像の公開	地域住民の方々をはじめ、消防団、自主防災組織、企業、医療・福祉等の各分野の連携を深め、地域の防災力を高めることを目的として、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を踏まえ、収録した「地域防災力向上シンポジウム in 秋田2022」の映像を公開しますので、ご視聴ください。
4.3.18	消防団PRムービーコンテストの結果	住民の方々に、消防団をより身近なものとして知っていただくため、各都道府県及び市町村から作品を募集し、消防団PRムービーコンテストを実施しました（実施等につき、本年1月4日付けで報道発表。）。 応募された36作品から、最優秀賞、優秀賞を決定しましたので発表します。

## 最近の通知（令和4年2月21日～令和4年3月20日）

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防消第76号	令和4年3月15日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課長	女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組等に関する調査の結果等について
事務連絡	令和4年3月14日	各都道府県消防防災主管部 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁総務課	消費者事故等に関する情報の通知について
消防危第47号	令和4年3月14日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	「災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費」等、資源エネルギー庁の補助事業に関する経済産業省からの協力依頼について
事務連絡	令和4年3月11日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁消防・救急課 消防庁予防課	沿道飲食店等の路上利用に係る特例措置の期間の延長に伴う対応について
事務連絡	令和4年3月3日	各都道府県消防防災主管部（局）	消防庁救急企画室	オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底への対応について
事務連絡	令和4年2月25日	各都道府県消防防災主管課 東京消防庁・各指定都市消防本部	消防庁予防課	建築物防災週間（令和3年度春季）の実施について
消防災第51号 国水砂第436号	令和4年2月25日	都道府県防災主管部（局）長 都道府県砂防主管部（局）長	消防庁国民保護・防災部 防災課長 国土交通省水管理・国土 保全局砂防部砂防計画課長	土砂災害に対する防災訓練の実施について（依頼）
消防特第35号	令和4年2月25日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
消防予第59号	令和4年2月24日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律等の施行に伴う消防同意等の対応について

## 広報テーマ

4 月		5 月	
① 林野火災の防止	特殊災害室 防災課	① 風水害に対する備え	防災課 防災課
② e-カレッジのリニューアル		② 市町村長の災害対応力強化のための研修	





# 防災・危機管理 e-カレッジのリニューアルのお知らせ

## 防災課

令和3年度、階層が深く目的のコンテンツを検索しにくかった「防災・危機管理 e-カレッジ」について、わかりやすく情報提供できるよう、サイト全体を大幅にリニューアルしました。是非、積極的にご活用ください。

### ＜リニューアルの内容＞

防災について、親子で一緒に学べる、子供も親しみやすい「こども ぼうさい ランド」をトップページとしました。保護者が学びを深める「防災の基礎知識」もタブのクリックで表示できます。具体的なサイト構成は以下のとおりです。

＜直接サイトへアクセスされる方へ＞

【URL】

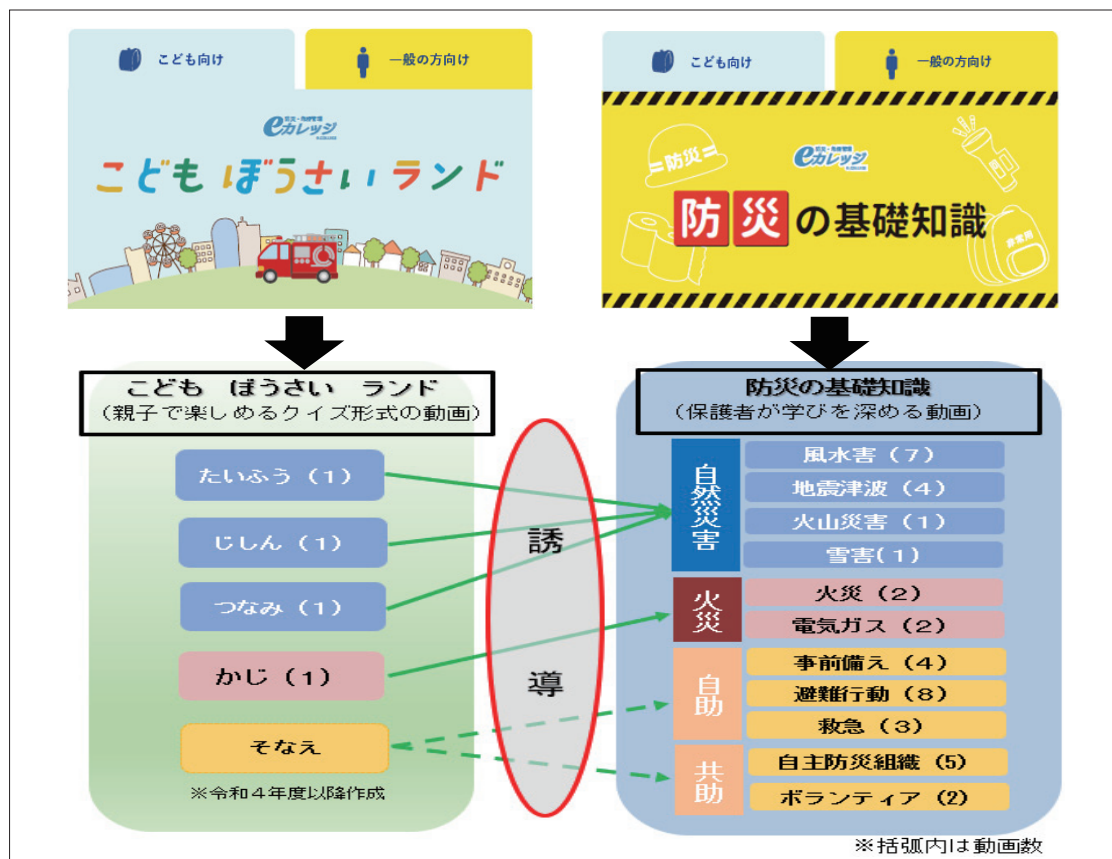
<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

【QRコード】



＜消防庁HPにアクセスされる方へ＞

以下のバナーのクリックで「こども ぼうさい ランド」を表示できます。



### 問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課  
TEL: 03-5253-7525



# 一般公開のプログラムの紹介

## 消防研究センター

消防の動き(令和4年2月号)でお知らせしました「一般公開」につきまして、オンライン開催のプログラムが決まりましたので、ご紹介いたします。

また、オンライン開催に加えて実開催の実施も予定していますが、新型コロナウイルス感染症対策等のため、変更・中止となる可能性がありますので、消防研究センターホームページにて最新情報のご確認をお願いいたします。

### 1 オンライン開催(予定)

(1) 日時 令和4年4月15日(金) 10:00～  
4月25日(月) 16:00

### (2) 開催ページ(アクセスURL)

消防研究センターホームページ  
(<http://nrifd.fdma.go.jp/>)



### (3) プログラム

消防研究センター	
N①	消防研究センターの紹介
N②	救急の最新技術紹介 (救急隊運用最適化、救急ボイストラ、パンク対応タイヤ)
N③	石油タンクの安全性研究開発の紹介
N④	災害時の避難行動
N⑤	火炎周辺気流の可視化と速度場計測手法の研究開発
N⑥	火の粉の飛散・着火に関する研究
N⑦	消防ロボットシステム (スクラムフォースの研究開発)
N⑧	地震や土砂災害時の消防活動能力の向上
N⑨	軽油の燃焼性状
N⑩	火災を再現するシミュレーション技術の紹介 (火災シミュレーションの実火災適用事例)
N⑪	身近な材料で作った燃焼区画による机上実験
N⑫	原因調査技術に関する研究の紹介

N⑬	原因調査室の業務
N⑭	火災旋風の実験
N⑮	可燃性液体火災の消火実験
N⑯	石油タンク火災の泡消火実験

消防大学校	
F①	消防大学校での教育訓練(ホットトレーニング)

日本消防検定協会	
J①	日本消防検定協会について
J②	検定制度と検定の方法
J③	検定品目の紹介
J④	受託評価業務の紹介
J⑤	実演 型式試験

一般財団法人 消防防災科学センター	
I①	過去の災害から学ぶ (災害対応を体験した市町村長の体験談)
I②	防災訓練を学ぶ (各地で取り組まれている防災訓練の様子・防災図上訓練の解説)

### 2 実開催(実開催が可能な場合の予定)

日時 令和4年4月22日(金)  
10:00～16:00(入場無料)

#### 問い合わせ先

消防庁消防研究センター研究企画室  
TEL: 0422-44-8331

父のめいっぱいの愛と、皆の暖かい手で、僕は大人になった――

これは、  
僕の〈家族〉の物語。



# とんぼ

4.8 Fri  
ROADSHOW

阿部 寛  
北村匠海 杏 安田顕 大島優子  
濱田 岳 宇梶剛士 尾美としのり 吉岡睦雄 宇野祥平 本竜麻生 井之脇海 田辺桃子  
田中哲司 豊原功補 嶋田久作 村上淳  
鷹 赤兒 麻生久美子 / 葉師丸ひろ子

原作：重松清「とんぼ」(角川文庫刊)  
監督：瀬々敬久  
脚本：港 岳彦 音楽：村松崇継  
主題歌：ゆず「風信子」

製作：堀内大次 藤田敏幸 曾根誠 有馬一朗 藤本幹子 永田崇史 石川誠之 田中祐介 西村一志 五十嵐洋之 三村千鶴 内田敬文 中尾公 小原隆夫 大島知由  
企画：藤北田 村上雄策 企画プロデュース：伊藤洋典 プロデュース：武井隆史 演出プロデュース：田中祐介 アソシエイトプロデュース：中尾大  
撮影：西澤幸一 照明：西尾和明 録音：高田伸也 美術：磯見俊輔 装束：藤本美子 美術：龍田野見 スタッフ：江口由紀子 編集：早野実 VFXスーパーバイザー：文石博  
音響効果：岡田昌典 タイトルデザイン：赤松隆博 スタイル：岡崎春樹 ヘアメイク：小島尚子 特殊メイク：百武潤 キャスティング：梅本竜矢 助監督：湯野敦 制作担当：藤本隆夫  
製作：「とんぼ」製作委員会 制作プロダクション：ディズニーストリーミング 配給：東KADOKAWA イオンエンターテイメント  
協賛：ディズニーストリーミング 監製：東映株式会社 後援：消防庁 出版：角川書店 印刷：角川書店 2022/日本/カラー/ビスタ/139分 ©

重松 清 永遠のベストセラー、親子の絆を描く感涙の名作、待望の初映画化

目の前で誰かが倒れてしまったとき、大切な命をつなぐため、学ぼう応急手当。

FDMA 総務省消防庁  
住民の安心 Fire and Disaster Management Agency

消防庁 応急手当

検索 🔍